

(一社) 愛媛県社会福祉士会 生涯研修センター愛媛主催研修会における 新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応について

受講者の皆様には、下記の通り新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

ご協力いただけない場合は、受講決定は取消とさせていただき、退場いただくこととなりますので予めご承知おきください。

留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患している恐れのある場合、濃厚接触者と認定されている場合は、受講を自粛してください。
- (2) 受講当日の朝、37.5 度以上の熱がある場合、
体調不良の場合についても受講を自粛してください。
- (3) 受講会場入り口の受付において、体温測定を実施いたします。
37.5 度以上の発熱が確認された受講者には、本会スタッフがお声掛けいたしますので指示に従ってください。
 - 5 分後の再度測定においても 37.5 度以上の発熱が確認された場合は受講をお断りいたします。
- (4) 受講会場では必ずマスクを着用してください。マスクを着用していない場合は、受講をお断りする場合がございますので、特段の事情がございましたら予め事務局までお申し出ください。
- (5) 受付に並ばれる際には間隔を空けてお並び下さい。
- (6) ソーシャルディスタンスを確保した配席となっておりますので、不都合のある場合は本会スタッフにお声掛けください。
- (7) 会場には手指用消毒アルコールを設置しております。適宜ご使用ください。
- (8) 受講会場の換気について



本会スタッフが定期的に（状況によっては常時）ドアを開けて換気いたします。室温の高低に対応できるよう、各自で服装にご留意ください。

(9) 受講会場では、休憩時間であっても他者との大声での会話は自粛してください。昼食休憩中はマスクを外して過ごす方が多いことから、特にご注意ください。

(10) 受講会場にはゴミ箱は設置いたしません。ゴミは各自でお持ち帰りください。使用済みのマスクや除菌シートなど、受講会場に置いていかないようお願いいたします。

※受講会場のゴミ箱（自動販売機横に設置されているペットボトルや瓶・缶専用のゴミ箱）に弁当の空き容器や使用済みのマスク・除菌シートなどを捨てたりすることのないようお願いいたします。

(11) 感染防止の必要に応じて、氏名・連絡先が保健所等の公的機関へ提供されうることを予めご了承ください。

(12) 上記の留意事項について厳守いただくとともに、本会スタッフの指示にご協力いただき、安全に受講していただきたいとおります。
感染防止の観点から著しく不適切と判断される受講生については、受講をお断りし退場いただくこととなりますのでご承知おきください。



【お問合せ先】一般社団法人 愛媛県社会福祉士会
(事務局) 〒790-0905 愛媛県松山市樽味2丁目 2-3 ラ・マドレーヌビル2F
TEL089-948-8031・FAX089-948-8032
メール eacsw@mbr.nifty.com

新型コロナウイルス等感染症対策のための 集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン

2020年9月25日制定

当ガイドラインは、新型コロナウイルス等感染症対策を講じた集合形式による研修、会議、イベント等（以下、「研修会等」という）を開催する場合の基準や留意点をまとめたものである。なお、当ガイドラインは適宜見直すものとする。

1 企画立案

- 国又は研修会等を開催しようとする都道府県の新型コロナウイルス感染症対策等指針等に従い、研修会等の企画立案を行う。
- 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県では原則開催を企画立案しない。
- 当ガイドラインで示す基準や留意点を満たすことができない場合は、集合型ではなくオンラインでの企画立案を行う。

2 研修会等の会場選択

- 3密（密閉・密集・密接）にならないように、研修会等の会場収容人数が定員の2倍以上の会場を選択する。
- 受付時に受講者がソーシャルディスタンスを確保できる会場を選択する。
- 研修会等の主催者は、換気をしやすい会場を選択する。なお、研修会等の会場管理会社等の指示がある場合は指示に従い換気を行う。

3 主催者側の事前対応

- 研修会等の企画の後、当該都道府県において緊急事態宣言が発出された場合には、直ちに中止するなど必要な措置を講じる。
- 研修会等の主催者およびスタッフ（講師等を含む。）は検温や体調管理を行い、体調不良の場合は速やかに主催者（責任者）へ報告し、研修会等へは参加しない。
- 研修会等に参加するスタッフ等は最小となるよう計画する。
- 感染が疑われる症状を発症した者がいる場合の対応について、所管の保健所との連絡体制を事前に整える。

4 参加者への事前連絡事項

- 緊急事態宣言が発出された地域の往来を要する場合は、受講あたって慎重に判断するよう受講者に事前に伝える。
- 感染拡大等により、やむを得ず研修会等の前日又は当日に中止又は中断となる場合もあり得ることを事前に伝える。
- 研修会等が中止又は途中退席となった場合の参加費及び修了等の扱いについては、事前に明らかにし伝える。
- 発熱、倦怠感などの体調不良がある場合や身近で新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が出た場合は、研修会等の主催者へ報告すること及び参加を控えることを事前に伝える。
- 所属機関に研修参加の了承を得ておくことを事前に伝える。

- 換気に伴い会場内が寒くなったり暑くなったりすることがあり得ることから、受講者自ら体温調整できるようにすることを事前に伝える。
- 研修等の当日はマスク着用や手指消毒等の感染防止対策が必要なことを伝える。
- 研修会等の終了後に受講者の中で新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、保健所等への個人情報の提供をはじめ、PCR 検査等を受けたり、職場等への報告等が必要な場合もあり得ることを事前に伝える。

5 研修会当日

＜主催者側の注意事項＞

- 非接触型機器などを活用し、研修会等の講師、スタッフ、参加者等の検温を行い、発熱者に対しては入場を制限する。
- 会場はドアや窓を開放するなど、こまめに換気を行う。
- 人と人との間隔はできるだけ2 m程度を確保するとともに、座席等の距離を十分に確保する。
- 複数の人が触れるマイク、パソコン、ドアノブ、スイッチ、机などは適宜消毒する。
- マイクについては、受講者が使用することを控えるようにする。なお、やむを得ず使用する場合には、使用する都度に消毒を行う。
- 配付資料は手渡しではなく、机等に配付をしておく。
- アイスブレイクやグループワーク等を実施する際には、身体的接触を伴うことは実施しない。
- 会話や移動が伴うものについては3密に留意し、対面にならないようにするなど適切な感染防止策を行う。
- 研修会等の主催者、スタッフ、講師等はマスク等の着用を徹底する。
- 懇親会は原則行わない。

＜参加者への注意喚起事項＞

- 研修会等の主催者は、マスク着用、手指消毒等の徹底を注意喚起する。マスクを着用していない参加者にはマスクを配布する。
- 研修会等の会場内で昼食などの飲食等を行う場合には、参加者間の距離を確保し、参加者間で会話をしないように注意喚起する。
- 研修会等の会場外で昼食をとる場合は、感染防止対策等を講じている飲食店を利用するよう注意喚起する。

6 研修会等開催中に感染症への感染が疑われる者が出た場合の対応

- 感染が疑われる者を速やかに別室に移動するとともに、研修会等を中断又は中止するなど必要な措置を講じる。
- 研修会等の主催者は、症状が重篤な場合は保健所とも相談し、医療機関へ連絡する。
- 研修会等の主催者は、保健所へ連絡し会場管理会社等とも協議の上、消毒等の必要な措置を講ずる。

附 則

2020年9月25日制定、施行